

鹿屋市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市市民交流センター条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第239号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

設備等の名称	単位	使用料	備考
カードリーダー	1 台	110円	
パソコン	1 台	320円	
外付けDVDドライブ	1 台	110円	
変換アダプタ	1 本	110円	
音響セット	1 式	320円	有線マイク 1 本 付き
ワイヤレスマイク	1 本	110円	
プロジェクター	1 式	530円	
モニター	1 台	320円	
ロッカー	1 月	1,100円	月額利用者に限 る

備考 プリンタ使用に伴うインク代及びポイントカード等の消耗品の費用については、実費に相当する額を徴収する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。